

いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和8年3月16日

1 意見募集期間 令和 8 年 2 月 10 日（火）～令和 8 年 2 月 24 日（火）15日間

2 資料の公表 計画（案）は次の方法で令和 8 年 2 月 10 日（火）から公表

- (1) 市ホームページへの掲載（PDF）
- (2) いわき市総合保健福祉センター2階 保健所感染症対策課
- (3) いわき市役所 本庁1階 市民ロビー
- (4) 各支所 情報公開コーナー

3 提出された市民意見4件

意見の概要及びこれに対する考え方は次のとおりです。

No.	頁	行	記載内容（抜粋）	意見	考え方
1				国行動計画p.13「記録の作成や保存」において、市町村は「市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する」とありますが、市行動計画では、市対策本部における記録の作成等が明記されていないようにみえます。後世における検証等のためにも、記録の作成等について、市行動計画で規定すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等に基づき、適切に対応してまいります。
2	15	26	ア 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置（中略） 市は、県と連携した対策の実効性を高めるため、県対策本部の設置と同時に、市長を本部長とする市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める	国行動計画p.62において、市町村の対策本部設置の時期は、都道府県対策本部の設置を受け、必要に応じて、対策本部を設置することとされています。一方、市行動計画p.15においては、県対策本部の設置と同時に市対策本部を設置することと定めています。市対策本部の設置は多大なりソース消費を伴うものであり、状況に応じて市長が柔軟に設置要否を判断できるよう、国行動計画にならって「必要に応じて」設置できるよう定めた方がよいのではないのでしょうか。 （この場合、緊急事態宣言が発された場合には直ちに対策本部を設置する旨、別途定めることとする）	ご意見の内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたと、県と連携した対策の実効性を高めるため、緊急事態宣言も視野に入れつつ、県対策本部が設置されたときは、速やかに市対策本部を設置する必要があると考えております。
3	17	5	イ まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の総合調整 市は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の対象区域となった場合、市域に係る措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県と連携した措置の実効性を高めるため、措置に関する総合調整を行う。	市行動計画p.17「イ まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の総合調整」について、特措法第36条第1項に定める総合調整は、緊急事態宣言の対象区域となった場合の調整であり、まん延防止等重点措置を念頭に置いたものではないと思われまます。国行動計画p.69、県行動計画p.28においても、あくまで緊急事態宣言がなされた場合の市町村の措置として記載があります。現在の市行動計画は、特措法の規定を超えた総合調整を指向しているように解釈される恐れがあることから、再考の余地があるのではないのでしょうか。	ご意見の内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。なお、特措法第36条第1項に定める総合調整は、貴見のとおり緊急事態宣言の対象区域となった場合の調整です。また、貴見の「特措法の規定を超えた総合調整」の内容が必ずしも明らかではありませんが、「まん延防止等重点措置」については、県が主体となる「感染を予防するための協力要請等」を念頭に置いたものです。
4	34 35	35 4	間違い接種が起こらないよう接種体制の拡充に努める。 接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう	市行動計画において、間違い接種（p.34）、接種誤り（p.35）と2つの表現がみられますが、定義上ほぼ同一の内容ならば、用語を統一した方がよいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、「間違い接種」に用語を統一します。